

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 282

2012 8

CONTENTS

視点・論点 — 梅雨明けに想う —	1
I. 民法（債権関係）の改正と建設業界への影響（16）	2
II. 2012・2013年度の建設投資見通し	13
III. 建設関連産業の動向 — 鉄鋼 —	20



一般財団法人 **建設経済研究所**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33NP御成門ビル8F

Tel: 03-3433-5011 Fax: 03-3433-5239

URL: [http:// www.rice.or.jp](http://www.rice.or.jp)

梅雨明けに思う

総括研究理事 森下 憲樹

7月26日、東北地方を最後に全国で梅雨が明け、猛暑日が続いている。今年も各地で豪雨による被害が発生したが、とりわけ7月12日からの九州北部豪雨は、死者が29名にのぼる大きな災害となった。福岡県、熊本県、大分県など広い範囲で被害が発生し、菊池川、筑後川、矢部川水系など多くの河川が破堤し、九州各県で全半壊384戸、床上・床下浸水8169戸を数えるに至った。

日本は災害列島で、毎年のようにどこかで大きな災害が発生している。昨年は、東日本大震災という「1000年に一度」という超大災害があったが、その後も7月には新潟・福島豪雨、9月には台風12号による紀伊半島を中心とした豪雨など多くの災害に見舞われた。

今回の豪雨は、風上で積乱雲が連続して発生する「バックビルディング現象」により形成された線状降水帯が長時間停滞することで、「これまでに経験したことのないような大雨」となった。

筆者は昨年度、北陸地方整備局に勤務していたが、昨年7月の新潟・福島豪雨の際も同様に、日本海で発生した積乱雲が次々と越後平野に流れ込み、信濃川、阿賀野川流域に豪雨をもたらした。三条市笠堀の観測点では、27日夕方から30日昼にかけて、7月の平均降水量の約2.7倍の1,006mm（特に29日昼から30日昼までの1日に約800mm強）の集中豪雨を観測した。

新潟県では、平成16年にも「7.13水害」と呼ばれる豪雨があり、県内の住家被害9,778戸、死者12名の被害を出した。昨年の豪雨での累計雨量は平成16年の約1.6倍にのぼったが、住家被害は421戸、死者は1名と、それぞれ約9割減の被害にとどまった。というのも、この「7.13水害」のあと、各河川で災害復旧事業に取り組むとともに、自治体においても、「田んぼ

ダム」をはじめとする遊水地の確保、防災・避難体制の拡充、住民への情報提供ツールの強化など、「コンクリートと人」による様々な対策を講じてきたことによる。

そもそも越後平野は信濃川や阿賀野川による沖積平野で、低湿地が広がり、ひと度洪水が発生すれば平野部の広範囲にわたって浸水し、容易に水が引かない地域であった。江戸時代より度重なる大洪水に見舞われてきたが、明治29年の「横田切れ」では浸水家屋約44,000戸、浸水田畑約58,000ha、3か月も水が引かなかったという空前の大洪水が発生した。

この大水害を契機に、信濃川が最も日本海に近づく河口から約50km上流で9.1kmの分水路を掘削する工事が明治42年に開始され、大正11年に分水路が完成、さらに自在堰陥没による補修工事を行うなど、幾多の難工事と戦いながら、のべ1,000万人の手により、22年の歳月をかけて昭和6年に完成した。

この「大河津分水」の完成により、その後、越後平野の安全が保たれ、また今日の新潟の発展の礎となった。現代であれば、差し詰め「事業仕分け」にかかって「廃止」の判定をされるような大事業であるが、明治大正期の貧しい国家財政の下で、この難工事を決断し挑んだ先人の偉大さに頭が下がる思いである。

TVの報道番組で豪雨災害のニュースの後には、いつものように「どうしてこのような災害が毎年起きるのか、防災体制が不十分だ」とのコメントがある。しかしCMを挟むと一転、「消費税を引き上げて、防災に名を借りた公共事業のバラ撒きをするか」と声高に叫ぶ。ダブルスタンダードは止めにして国民の安全を第一に考えてほしいものだ。人の命は事後復興できないのだから。

I. 民法（債権関係）の改正と建設業界への影響（16）

みずほ総合研究所（株） 研究開発部上席参与
（前 建設経済研究所 総括研究理事）
服部 敏也

今回は、組合に関する民法改正の動向について紹介します。建設業との関係では、建設工事の共同企業体（ジョイントベンチャー）¹が民法上の組合とされます。

1. 民法の組合制度の現代的意義

(1) 民法改正の現代的意義

民法の組合制度は、共同事業をおこなう契約であり、共同事業も営利目的のものに限らない一般的な仕組みである²。しかし、その現代的な意義は、法人格のない集团的投資スキームのオリジナルという点にある³（だからこそ、建設工事の共同企業体の器として利用されたといえる）。

集团的投資スキームというと、建設業にも関連の深い不動産の証券化スキームを思い浮かべる人も多いだろう。これに限らず、近年は金融や事業会社など多方面で新しい集团的投資スキームが発展し、組合制度にも新たな類型が生まれている⁴。民法改正にあたっては、これらの新しい動きとのかかわりが問題になる。

また、組合の設立、運営に関して組合契約（例：共同企業体の協定）が結ばれる。同様に、共同事業を行う会社の設立・運営に関して出資者間の契約（株主間契約という）が結ばれる。この分野の実務の発展は著しい。例えば、PFI 事業においても、事業主体となる株式

¹ 各文献では、建設工事の共同企業体について「建設共同企業体」、「共同企業体」など様々な呼称が使われ、国土交通省の協定書も特定 JV（建設工事共同企業体）と経常 JV（建設共同企業体）で使い分けている。本稿では特定・経常、甲型乙型の別を問わない共通した用語として、単に「共同企業体」という。なお、共同企業体制度の創設の経緯等については、「建設業共同企業体の解説」（1978年建設振興基金・清文社）参照。

² 具体的には、建設工事共同企業体の他、家族による家業の経営、映画制作委員会、会社設立の発起人組合、ヨットクラブ、航空機の共同リース事業などが、民法上の組合とされる。

³ 歴史的には、欧州では組合制度が先に生まれ、それが会社制度に発展した。その後アメリカでパートナーシップという組合制度が活用された。今日ジョイントベンチャー（joint venture：共同事業、合弁事業）の器としては一般には株式会社が用いられる。この他、会社形式では合同会社、合名会社、合資会社があり、各種の組合や信託も利用される。これらの器（vehicle）の特性とその選択については、ジョイントベンチャー研究会「補訂版ジョイントベンチャー契約の実務と理論」（判例タイムズ社 2007年）18頁以下参照。

⁴ 組合制度には、民法の組合、商法の匿名組合および特別法による各種の組合があり、学説等では権利能力なき社団や内的組合について議論があった。近年、特別法により、投資事業有限責任組合（1998制定）および有限責任事業組合（2005制定）が制度化された。これらは民法の組合制度の特例とされる。民法の組合制度が無限責任組合員で構成されるのに対して、「投資事業有限責任組合」は有限責任組合員と無限責任組合員で構成され、「有限責任事業組合」は有限責任組合員のみで構成される。

会社の設立運営についてスポンサーの支援体制、リスク分担等を定める「株主間協定」⁵が結ばれている。このような現代的な実務や商法、会社法等との連続性を意識しつつ、組合に関する民法改正が議論されていることを理解する必要がある。

以上から、民法改正における組合制度の現代的課題は、①従来の組合制度以外の新たな組合類型を民法に組み込むか、②現行の組合契約制度にどのような現代的な見直しを行うか、である。

①の課題に対しては、「債権法改正の基本方針」（以下「基本方針」という）は、有限責任事業組合等、権利能力なき社団、匿名組合などを検討した結果、「内的組合」⁶についてのみ規定を置くことを提案している。それ以外の各種の新しい類型は、集团的投資スキームとして利用される場合には乱用防止のため複雑な仕組みが必要であるため、基本法である民法になじまないとされた。

②の課題に対しては、「基本方針」は、通説判例に沿ってわかりやすい民法を目指し、原則的ルールを法文に書き込む提案をしている。

(2) 税法の影響

さらに、組合制度が集团的投資スキームの一種であることから、民法改正において税法の影響が無視できないことに留意すべきである。逆に言えば、組合制度の見直しを考える上では、税を巡る議論が壁になることに留意すべきである。

たとえば、建設工事の共同企業体（組合）の債権者が共同企業体の構成員（組合員）に支払を請求したときは連帯債務と解され、構成員にも支払いの義務がある。これについて「共同企業体に支払い能力があるから、先に共同企業体に請求すべき」という法的権利を付与する（構成員＝組合員の責任は補充的なものとする⁷）というアイデアについては、合理的なルールと評価される方も多いだろう⁸。

しかし、法務省は、法制審議会において、民法上の組合員の責任を補充的なものにするることについて次のように否定的意見を述べている⁹。

「民法組合を利用することの主なニーズは、特定の組合員の信用を当てにして共同事業

⁵ 杉本幸孝監修・内藤滋他著「PFIの法務と実務 第2版」436頁（2012年金融財政事情研究会）

⁶ 内的組合とは「数人の者が事業を営むに当たって、事業活動に必要な法律行為は、数人中の一人の名で行い、従ってまた必要な経済手段たる財産もすべてその者の単独の所有とする場合」（我妻栄説）である。

⁷ 同じ無限責任でも、会社法の持分会社（合名会社、合資会社のみ）の無限責任社員の責任は補充的である。会社法 580条1項参照。ただし持分会社にはパススルー税制の適用は無い。

⁸ 前掲「建設業共同企業体の解説」（1978年）75頁では、共同企業体の金銭債務について共同企業体の財産で不足する場合に構成員が義務を負うことは「原則では無いが、通常はこのように取り扱われると思われる」としている。

⁹ 民法（債権関係）部会第18回議事録20頁。奈須野関係官の発言。このように、組合に関連する民法改正において租税法の影響を法務省が無視できないのは、組合制度が集団投資スキームとして今後も使われることを念頭に置いていると思われる。

を行うこと、及び法人格がないことです。そして、税務上のパススルー性¹⁰がメリットになっています。以上を踏まえると、組合財産によって満足を得られなかった場合にのみ、初めて組合員個人の財産に対して権利を行使することができるとしてしまいますと、特定の組合員の財産を当てにした取引の相手方にとって、債権回収が迂遠になってしまうので、実際の組合の運営に差支えが出てくると考えております。

また、組合と組合員の債務が併存的であることが税務上のパススルー性の大きなよりどころとなっていることから、仮にこれが補充的なものになると、税務上の扱いが変更されるおそれがあります。税務上の扱いを維持するためには、わざわざ新しい種類の組合員と併存的な組合というものを観念しなければ、ニーズに対応できなくなるので、こちらについては現状どおりとしていただきたいと考えております。」

併存的な連帯責任の仕組みを変えると税制にまで影響するという法務省の見解は、昔からの常識だろうか。このパススルー税制に関する議論は、おそらく最近の「会社法」、「有限責任事業組合法」の制定や判例等の影響と思われる。

民法上の組合を活用した建設業における共同企業体の仕組みは古くから整えられたので自らが変わったという意識は無いにもかかわらず、各種の投資スキームの発展により、このように民法の組合制度周辺のスキマが埋まった状況になっている。

なお、かつて我が国の民法学ではドイツ民法学に影響されて社団と組合の峻別が論じられた。「私法上の団体を法人と組合に二分して、法人格の無い団体はすべて組合とし、民法の組合の規定はその総則であるが、社団と組合の法的性格は異質であるため、法人格のない組合には社団の規定は一切適用・準用されない（組合の規定も社団に適用されない）」というような理論である。

しかし、今日では「実際にも、社会学的にも、法律の規定の上でも、組合を社団法人と異質の団体と解することは無理がある。」¹¹とされ、「基本方針」の提案も組合と社団の峻別論をあまり意識していない（組合契約の法的性格についても双務契約か合同行為かという議論があったが、これも同様であろう¹²）。

建設業の共同企業体の法的性質についても、甲型を念頭に、民法上の組合か、権利能力なき社団かという議論が行われたが¹³、組合とする判例・学説は定着し、現代的な視点では

¹⁰ パススルー (pass-through) 課税とは、法人税などの課税が、共同企業体段階では行われず、構成員の段階で行われ、企業体段階と構成員段階の二重課税を回避する仕組みを言う。

¹¹ 内田貴「民法Ⅱ債権各論 第2版」290頁（東京大学出版会 2007年）。

¹² 福地俊雄「新版注釈民法17」30頁。有斐閣 1993年。

¹³ 前掲「建設業共同企業体の解説」63頁以下（1978年）は、社団組合の区分論に沿って、經常JVの甲型を念頭に共同企業体を民法上の組合としている。また、栗田哲男「建設業における共同企業体の構成員の倒産」判例タイムズ543号25頁1985年では、権利能力なき社団としている。

議論の意義は薄いと言えよう¹⁴。むしろ今日では共同企業体を「権利能力なき社団」と解すると、パススルー税制の適用は受けられない恐れがあるのではないか。同様に、共同企業体が経常型か特定工事型か、甲型か乙型かを問わず、すべて民法上の組合と考えて問題ないように思われる。これらの区分は公共工事の入札契約制度等に対応した区分として行政上は意味があるが、民法上では組合業務の実態の違いにすぎないからである。

また、最近、設計施工一括発注の仕組みとして検討されている「コンソーシアム方式」も、日本法の下では、設計会社と建設会社の共同企業体すなわち民法上の組合と思われる¹⁵。

2. 「基本方針」の提案と建設産業への影響

(1) 概要

現行民法は、組合について、第12節で667条から688条まで22ヶ条の条文を置いている。しかし、その条文は、民法の他の規定同様、一読しただけでは全体像が分かりづらい。その理由は、当たり前のことは書かないという民法起草者の方針だけでなく、組織法的規定と、取引法的・財産法的規定が一体として規定されているためといわれる。

そこで、「基本方針」は、【3.2.13.01】から【3.2.13.29】まで、29ヶ条を置いて、以下のようにこれを体系的に整理するとともに、これまでの通説判例に沿って明文の規定を置くことを提案している。以下に、主要な改正提案を紹介する。

第13章 組合

第1節 組合契約の意義と成立

第2節 組合および組合員の財産関係

第3節 組合の業務執行および組合代理

第4節 組合員の変動

第5節 組合の解散および清算

第6節 内的組合

(2) 組合契約の意義と成立

「基本方針」の第1節では、組合契約の成立要件とその問題点について、これまでの通説（我妻栄説）を踏まえ、組合契約の団体的性格に即した規定の整備を提案している。

¹⁴ 判例は、共同企業体を民法上の組合とする（最判昭和45年11月11日民集24巻12号1854頁）。参考：平井一雄「建設共同企業体の法的性格—判例を素材として—」ジュリスト852号205頁1986年。

¹⁵ 前掲「建設業共同企業体の解説」42頁。参考：谷安覚『「国際的な発注契約方式の活用に関する懇談会」の平成22年度の検討状況について』（建設マネジメント技術2011年6月号12頁）。ただし国土交通省によると法的には設計が下請負または設計施工別契約の方式もありうるという。

現行民法	基本方針の提案
(組合契約) 第 667 条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。 2 出資は、労務をその目的とすることができる。	【3.2.13.01】(組合契約の定義) <1> 組合契約とは、各当事者（以下「組合員」という。）が出資をして共同の事業を営むことを合意する契約である。 <2> 出資は、労務をその目的とすることができる。

組合契約の成立要件として、通説は次のように述べている¹⁶。

- i) 2人以上の当事者がいること
- ii) 当事者が出資をすること
- iii) 共同事業を目的とすること
- iv) 合意があること

以上の通説にそって、民法第 667 条及び**【3.2.13.01】**は書かれている。出資や共同事業の意義は柔軟に解釈されている。

しかし、組合契約が団体的性格を有するため、諾成・有償・双務契約としての一般規定（例えば同時履行の抗弁権）や、意思表示の瑕疵等に関する総則の規定などの適用が制限されると解釈されてきた。これについて、「基本方針」は以下の通り、通説にそって条文化の提案をしている。

現行民法・通説	基本方針の提案
通説：組合契約に契約総則の規定（同時履行の抗弁権、危険負担、解除）は適用されない。 (金銭出資の不履行の責任) 第 669 条 金銭を出資の目的とした場合において、組合員がその出資をすることを怠ったときは、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。	【3.2.13.02】(組合員の一人の出資債務の不履行) <1> 組合員の一人がその出資をする・積務の履行の提供をしない場合においても、他の組合員の出資をする債務には、影響を及ぼさない。ただし、 【3.2.13.10】 に定める業務執行者がいない場合において、出資を請求する組合員がその出資をする債務を履行していないときは、 【3.1.1.54】 (履行請求と同時履行の抗弁権) および 【3.1.1.55】 (履行請求と不安の抗弁権) の定めるところによる。 <2> <1>の場合において、他の組合員は、債務不履行を理由とする組合契約の解除をすることはでき

¹⁶ 前掲「新版注釈民法 17」43 頁。有斐閣 1993 年。

<p>現行法に規定なし</p> <p>通説：組合契約に、意思表示の瑕疵による無効・取消に関する規定は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合の事業開始前で第三者と取引関係を生ずる前は、原則として適用される。 ・組合の事業開始後で第三書と取引関係が生じた後は、適用されない。 	<p>ない。</p> <p><3> <1>の場合において、出資をする債務を履行しない組合員は、損害の賠償をしなければならない。(669条削除)</p> <p>【3.2.13.03】(組合契約の無効または取消し)</p> <p><1>組合員の一人または数人について組合契約を締結する意思表示に無効または取消しの原因がある場合であっても、他に二人以上の組合員がいるときは、組合契約の効力は妨げられない。ただし、組合が第三者と取引を開始する前においては、この限りでない。</p> <p><2> 無効の意思表示または取り消すことができる意思表示により組合契約を締結した者は、その無効または取消しを組合と取引をした第三者に対して主張することができないために損害を受けたときは、組合に対し求償権を有し、その権利を【3.2.13.07】(組合債務)によって行使することができる。</p> <p><3>組合契約が無効となりまたは取り消された場合には、その無効または取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずる。ただし、組合契約が【1.5.02】(公序良俗)により無効とされるときまたは組合が第三者と取引を開始する前であるときは、この限りでない。</p>
--	---

「基本方針」の提案の趣旨は、次の通りである¹⁷。

1) 組合員の一人の出資の債務の不履行について **【3.2.13.02】**

<1>では、同時履行の抗弁権等が適用されないことを明記する。なお、ただし書きの場合に同時履行の抗弁権を認めることも通説である。<2>では、同様に解除が認められないことを明記する。この場合の救済措置は、出資しない者の組合からの除名または、組合自体の解散である。

¹⁷ 「詳解民法改正の基本方針V」274頁。参考、福地俊雄「新版注釈民法17」34頁。

2) 組合契約の無効または取消しについて 【3.2.13.03】

<1>は、一部の組合員の意思表示に無効取り消しの瑕疵があっても、組合は存続することを定める。ただし組合員が 2 者のみの場合は例外としている。<2>は、組合との取引の相手方など第三者との関係では、意思表示の瑕疵に関する第三者保護規定を適用されるときは損害の求償を、組合及び他の組合員にできること（【3.2.13.07】）を定めている。<3>は、無効取消の遡及効を制限し、将来効としている。これは、会社法 839 条などと同様であるが、表意者保護のため出訴期間の制限等は提案していない。ただし、公序良俗違反の場合や組合の取引開始前は、遡及的無効である。

建設工事の共同企業体の構成員の数については、中央建設業審議会の建議では、「2 ないし 3 社（程度）」とされている¹⁸。共同企業体の構成員数を 2 ないし 3 社とするのは、実態と資格審査の極端な乖離を回避する等、入札契約制度上の政策判断と考えられる。

このため、民法が改正されると、2 社で構成される共同企業体については、【3.2.13.03】<1>本文の規定が適用されず、共同企業体の協定の無効・取消が主張できることが明示され、3 社以上の共同企業体と比べその不安定性が明白になる。例えば、2 社の共同企業体の構成員間の 1 社から、脱退の申出ではなく詐欺・不実表示・錯誤等による協定の取消・無効が主張された場合の対処方法について、理論的な整理が必要となろう。取消・無効の主張は、発注者との工事契約後でも原則として表意者との関係では組合契約の効力を失わせるが、主張することに発注者等の同意は不要で、損害賠償は被害者の立場で民法が適用されることになる。協定の脱退に関する現行規定との整合性・アンバランスも課題となろう。

(3) 組合および組合員の財産関係

組合では、「組合財産は総組合員の共有に属する」と規定されるが、その意義は物権編の所有権の「共有」とは異なり、組合員個人の財産から独立した性質を有するとされる。他方、組合の債権者は組合員に対しても権利行使が出来ると解されている。

「基本方針」は、このような組合財産の特殊な規律を明確化することを提案している（「合有」という言葉は使わない）。その内容は、おおむね現行法・通説に沿ったものである。以下にその要点だけを示す。

¹⁸ 中央建設業審議会「共同企業体の在り方について」（昭和 62 年～）。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員数。地域維持型は、「工事の実情に応じ共同施工が確保できる数」。

現行民法	基本方針の提案
<p>(組合財産の共有)</p> <p>第 668 条 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。</p> <p>(676、677 条 略)</p> <p>通説：組合員の個々の債権者は、組合財産における組合員の持分を差し押さえることができない。</p> <p>(組合員に対する組合の債権者の権利の行使)</p> <p>第 675 条 組合の債権者は、その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。</p> <p>※参考 商法 511 条(多数当事者間の債務の連帯)</p> <p>第 511 条 数人の者がその一人又は全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する。</p> <p>(組合員の損益分配の割合)</p> <p>第 674 条 当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。</p> <p>2 利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。</p>	<p>【3.2.13.04】 【3.2.13.05】</p> <p>略：現行民法 668、676、677 条をほぼ維持</p> <p>【3.2.13.06】(組合員の債権者による組合財産に対する権利行使)</p> <p>組合員の債権者は、組合財産に対し、その権利を行使することができない。</p> <p>【3.2.13.07】(組合債務)</p> <p><1> 組合の債権者は、組合財産に対し、その権利を行使することができる。</p> <p><2> 組合の債権者は、各組合員に対しても、等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合によってのみ、その権利を行使することができる。</p> <p><3> <2>にかかわらず、組合の事業が経済事業を目的とするものであって、組合員の全員が事業者である組合においては、組合員は、組合の債権者に対し、各自連帯して債務を負担する。</p> <p>【3.2.13.08】(組合員の損益分配の割合)</p> <p><1> <2> 省略(現 674 条に同じ)</p>

「基本方針」の提案で示された、組合および組合員の債権者または債務者との関係を図に示すと、次のようになる(【3.2.13.04】から【3.2.13.07】)。現行民法で書かれていない原則も条文化されたため(太字部分)、全体像がわかりやすくなっている。

1) 組合員の債権者による組合財産に対する権利行使について【3.2.13.06】

通説に沿って、権利行使が出来ないことを、明文化する提案である。

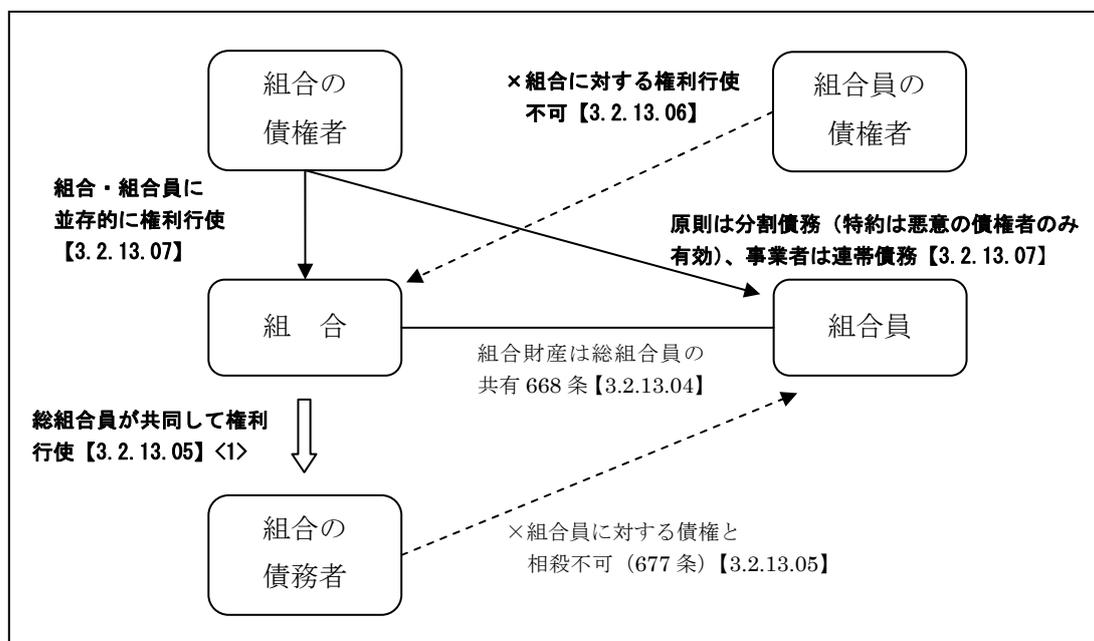
2) 組合債務について【3.2.13.07】

【3.2.13.07】は、組合の債権者が、組合と組合員に並存的に権利行使ができることを定めたものである。

<1>は、組合の債権者が組合に権利行使が出来るという当然のことを定めたもの。

<2>は、組合の債権者が組合員に権利行使をする場合について定めたものである。

まず民法の原則として、組合員は組合債務に並存して責任を負うが、その内容は分割債務である。組合が行う共同事業は、営利事業だけでなく、マンションの管理組合などその債務を連帯債務とするのが不適当な場合もあり、従来原則を維持した。



次に、組合員の負担割合が均等でない場合について、債権者の権利行使のルールが示される。現行法は「負担割合を知らなかった」ことを債権者が立証すれば等しい割合で権利行使できるが、「基本方針」は「債権者が知っていた」ことを債務者が立証すれば債権者は均等割合で権利行使できないと改めると改めること（立証責任の転換）を提案する。

なお、冒頭に述べたように組合債務の弁済につき、組合財産と個人財産の、かかっている優先順位については、現行通りである。

【3.2.13.07】<3>は、<2>の例外である。判例¹⁹通説に沿って、商法 511 条 1 項同様に、連帯債務とするものである。ただし、「組合の事業が経済事業を目的とするものであること」及び「組合員の全員が事業者であること」を要件とする提案である。

経済事業の定義は、「反復的な事業であって、収支が相償うことを目的として行われるもの」【3.1.1.06】であり、営利事業も含む概念である。また、<3>でいう「事業者」は、消費者・事業者の区分で言う「事業者」にあたる²⁰。

建設工事に関しては、共同企業体のあり方に関係があると思われる。

建設工事の共同企業体では、契約により、その構成員が発注者、下請企業等に連帯責任を負うが、「基本方針」のとおり改正されると、その根拠が民法の条文でも明らかになる。

現行の契約上の根拠は、工事請負契約書には、「〇〇建設外〇社は、別紙〇〇共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請け負う」²¹という文言が挿入されていること、および共同企業体の協定書（甲乙ともに）には、以下のように明記されていることである。

国土交通省の共同企業体協定書(特定・甲型)第 10 条（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

同様に、わが国で設計施工一括発注を「コンソーシアム」方式で行おうとする場合には、共同体方式だけでなく別契約方式でも、発注者としての一括発注の意義・メリットや下請会社の保護を考慮すると、設計会社と建設会社は工事の完成に連帯責任を負う契約とせざるを得ないと思われる。設計会社と建設会社で結成するコンソーシアムに発注した場合は、建設会社単独に設計施工を一括発注した場合と比べて両者の責任を分離したため瑕疵担保責任、下請責任等で発注者に不利となることでよいのだろうか。同等にすべきならば、金融機関による保険・保証を発注者に提供させるか、契約履行を連帯責任とする方法で補うと思われるからである。

なお、契約約款に、発注者からの通知は共同企業体の代表者に対して行うが、これは他の構成員にも通知したものとみなすと特記される²²。これは、代表者への通知にその内容を問わず絶対的効力を認め、現行民法 440 条（相対的効力が原則）を排除する特約である。

¹⁹ 最判平成 10 年 4 月 14 日ジュリスト 1140 号 117 頁。島本幸一郎「現代建設工事契約の基礎知識〔改訂 3 版〕」223 頁以下。大成出版 2011 年

²⁰ 前掲「詳解民法改正の基本方針 V」285 頁。逆に「組合の事業を行う者」が、消費者・事業者の区分で言う「事業者」に該当するとは直ちには言えない。用語の定義は【1.5.07】別冊 NBL126 号 23 頁。

²¹ 「中小建設業の振興について」（昭和 37 年 11 月 27 日建設省計発第 79 号建設事務次官通達）別紙 1「共同請負実施要領」7

²² 前掲「中小建設業の振興について」別紙 1「共同請負実施要領」8。なお、「基本方針」も民法 440 条は維持することを提案している（【3.1.6.08】<2> 参照：別冊 NBL126 号 244 頁）。

このほか、建設業へ影響としては、共同企業体の「工事途中における構成員の脱退に対する措置」（例えば甲型第16条4項、5項）における、脱退した構成員に対する「損益配分」の措置が問題となろう。

同4項5項は、「損害賠償の予約」とも解釈できるが、解説書²³の説明は脱退の経済的意義を失わせる懲罰の如くである（脱退の可否の問題は次号）。損害があれば償う必要はあるが、例えば脱退の影響に比べて負担すべき欠損額が極めて大きい場合や、欠損の原因が残存構成員の違法行為によって生じた場合などは、裁判所により何らかの合理的範囲に賠償額が制限されるか、協定の規定自体が無効と判断される可能性もあると思われる。

国土交通省の特定建設工事共同企業体協定書（甲）第16条

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

以上、共同企業体に関する協定書のあり方は、民法改正を機会に理論的な問題も含め、改めて検討すべき課題と思われる。

脱退した者への損失配分については、現民法681条1項のように脱退時の精算も併用し、損害賠償額は当事者の協議に委ねるなどの民法の原則に沿った方法も検討すべきである。なお、その際には、税法の影響も考慮すべきであろう。共同企業体を脱退した建設会社が現協定による赤字負担を拒否し、やむなく残存構成員が負担したものが、税務当局から税法上の寄付金と扱われるおそれもあるのではないか。

最後に、本稿は筆者の個人的見解であり、みずほ総合研究所（株）の見解を示すものではないことをおことわりする。

²³ 前掲「建設業共同企業体の解説」118頁以下（1978年）

Ⅱ. 2012・2013年度の建設投資見通し

当研究所が四半期に一度公表している「建設経済モデルによる建設投資の見通し」の概要です。今回の見通しは、2012年7月30日に各報道機関へ発表したもので、業界紙等でも紹介されています。なお、今回の掲載にあたり、一部文言の付加等を行っております。

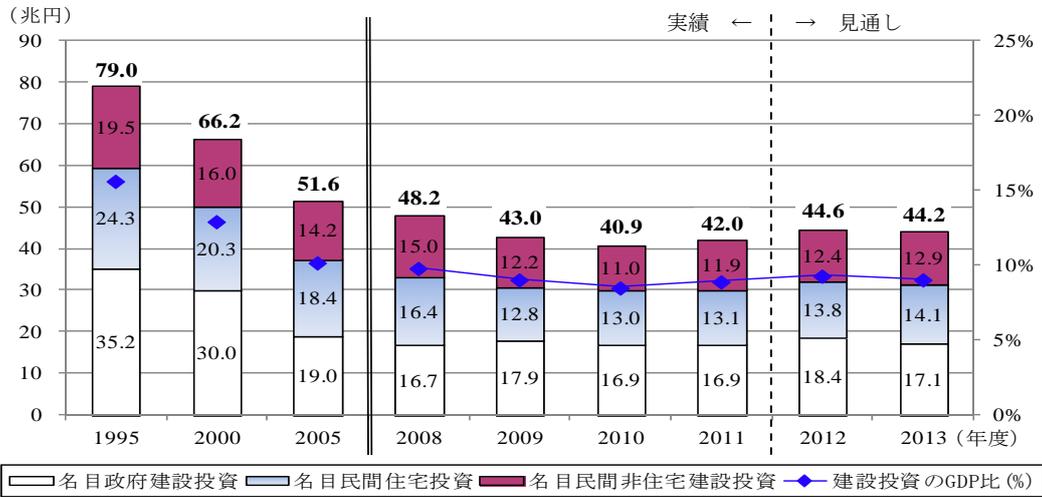
1. 建設投資全体

2012年度の建設投資は、前年度比6.2%増の44兆5,800億円となる見通しである。政府建設投資は、東日本大震災復興特別会計等を加えた国の当初予算の公共事業関係費の伸び率を8.0%増、地方単独事業費の伸び率を5.0%増とし、これに今後見込まれる補正予算2兆円程度を加え、前年度比8.6%の増加と予測する。ただし、補正予算執行額の大半は、2013年度へ繰り越されると考えられる。民間住宅投資は、震災後の持ち直しが一旦停滞していたが、現在は再び回復基調に戻りつつあり、今後は復興需要も押し上げ要因となることから、前年度比5.1%の増加と予測する。住宅着工戸数については、前年度比5.3%の増加と予測する。民間非住宅建設投資は、リーマンショックによる低迷から、2011年度には回復基調に復しており、今後も緩やかな回復基調が継続すると見込まれることから、民間非住宅建築投資は前年度比2.6%増、民間土木投資は前年度比6.0%増、全体では前年度比3.9%の増加と予測する。

2013年度の建設投資は、前年度比△0.9%の44兆1,700億円となる見通しである。政府建設投資は、国の当初予算の公共事業関係費と地方単独事業費を前年並みとする一方、震災関連予算の執行が進むため前年度からの繰越額は平年以下になると想定し、前年度比7.1%の減少と予測する。また、増加傾向にある自然災害や大規模な地震発生の可能性などに対応するために必要な建設投資として2兆円程度を見込んでいる。民間住宅投資は、復興需要に加え、消費税増税を控えた駆け込み需要も押し上げ要因となり、2012年度からの回復基調が継続するとみられることから、前年度比2.4%の増加と予測する。住宅着工戸数については、前年度比1.6%の増加と予測する。民間非住宅建設投資は、先行指標である設備投資等の動向を受け、回復基調が続くことが見込まれることから、民間非住宅建築投資は前年度比3.4%増、民間土木投資が前年度比6.5%増、全体では前年度比4.6%の増加と予測する。ただし、欧州債務危機等の海外経済動向や電力料金上昇による企業収益の圧迫などの懸念材料があり、依然として注視していく必要がある。

なお、被災地の復旧・復興、各種災害への予防的な対策には、事業の迅速かつ適切な執行および今後の十分な事業費の確保が求められる。

図表 1 建設投資額の推移（年度）



年 度	1995	2000	2005	2008	2009	2010 (見込み)	2011 (見込み)	2012 (見通し)	2013 (見通し)
名目建設投資 (対前年度伸び率)	790,169 0.3%	661,948 -3.4%	515,676 -2.4%	481,517 1.0%	429,649 -10.8%	408,700 -4.9%	419,900 2.7%	445,800 6.2%	441,700 -0.9%
名目政府建設投資 (対前年度伸び率) (寄与度)	351,986 5.8% 2.5	299,601 -6.2% -2.9	189,738 -8.9% -3.5	167,177 -1.3% -0.5	179,348 7.3% 2.5	169,100 -5.7% -2.4	169,400 0.2% 0.1	184,000 8.6% 3.5	170,900 -7.1% -2.9
名目民間住宅投資 (対前年度伸び率) (寄与度)	243,129 -5.2% -1.7	202,756 -2.2% -0.7	184,258 0.3% 0.1	163,870 -1.3% -0.5	128,404 -21.6% -7.4	129,800 1.1% 0.3	131,400 1.2% 0.4	138,100 5.1% 1.6	141,400 2.4% 0.7
名目民間非住宅建設投資 (対前年度伸び率) (寄与度)	195,053 -1.8% -0.4	159,591 0.7% 0.2	141,680 4.0% 1.0	150,470 6.4% 1.9	121,897 -19.0% -5.9	109,800 -9.9% -2.8	119,100 8.5% 2.3	123,700 3.9% 1.1	129,400 4.6% 1.3
実質建設投資 (対前年度伸び率)	779,352 0.2%	663,673 -3.6%	515,676 -3.5%	445,959 -2.2%	411,805 -7.7%	390,554 -5.2%	398,343 2.0%	424,000 6.4%	419,500 -1.1%

注1)2011年度までは、国土交通省「平成24年度建設投資見通し」より。

(単位: 億円、実質値は2005年度価格)

注2)民間非住宅建設投資＝民間非住宅建築投資＋民間土木投資

2. 政府建設投資

2012年度の政府建設投資は、前年度比8.6%増の18兆4,000億円（実質8.8%増）と予測する。国の当初予算の公共事業関係費は、東日本大震災復興特別会計等を加え8.0%増とし、地方単独事業費は、都道府県等の当初予算および補正予算の現時点における動向等を踏まえ、5.0%増とした。また、東日本大震災からの復興関係の予算やその他の予算の執行については、行政や建設企業の様々な取り組みが成果を上げ、より一層進捗すると考える。国の補正予算については、震災関連予算全体の規模の拡大を含めて議論されていることや2012年度においても豪雨等により多くの被害が既に出ていることを踏まえ、2兆円程度と見込んでいる。ただし、その執行額は、2013年度へかなり繰り越されると考えられる。また、資材や技能労働者の不足等、建設企業側の供給を阻害する要因についても、更なる対応の強化が求められる。各種交付金の使われ方、復興計画の進捗、地方財政計画の動向などに

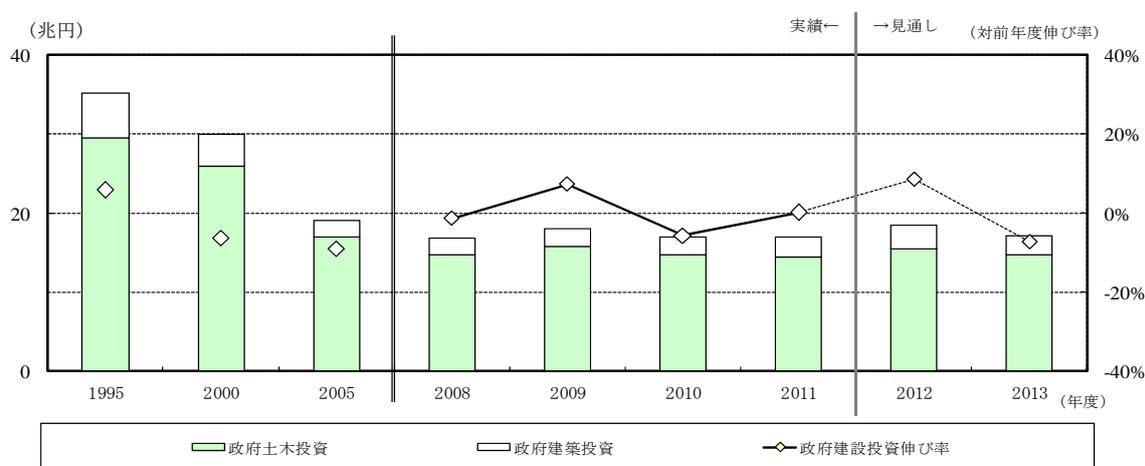
については、引き続き注視する必要がある。

2013年度の政府建設投資は、前年度比△7.1%の17兆900億円(実質△7.3%)と予測する。

国の当初予算の公共事業関係費と地方単独事業費は、前年度並みとしたが、震災関連予算の執行が進むことから、2013年度においては前年度からの繰越額は平年以下であると想定したこと等が減少要因となっている。また、近年は台風や豪雨等の自然災害が増加する傾向にあり、大規模な地震が発生するという可能性も指摘されている。国土を整備していくための投資が必要不可欠であることを踏まえ、災害に対応するために必要な建設投資として2兆円程度を見込んでいるが、当初予算による建設投資は減少傾向にあり、災害に脆弱な我が国の国土を強化し、国民の生命や財産を守る観点から、腰を据えた戦略的な公共投資が求められる。

なお、今回の予測値は現段階での想定を踏まえたもので、今後、国の予算編成の方針等の動向について、注視する必要がある。

図表2 政府建設投資額の推移（年度）



年度	1995	2000	2005	2008	2009	2010 (見込み)	2011 (見込み)	2012 (見通し)	2013 (見通し)
名目政府建設投資 (対前年度伸び率)	351,986 5.8%	299,601 -6.2%	189,738 -8.9%	167,177 -1.3%	179,348 7.3%	169,100 -5.7%	169,400 0.2%	184,000 8.6%	170,900 -7.1%
名目政府建築投資 (対前年度伸び率)	56,672 -12.5%	40,004 -12.0%	20,527 -13.9%	20,670 6.0%	22,116 7.0%	22,200 0.4%	26,000 17.1%	29,500 13.5%	24,300 -17.6%
名目政府土木投資 (対前年度伸び率)	295,314 10.3%	259,597 -5.2%	169,211 -8.3%	146,507 -2.3%	157,232 7.3%	146,900 -6.6%	143,400 -2.4%	154,500 7.7%	146,600 -5.1%
実質政府建設投資 (対前年度伸び率)	347,856 5.5%	300,719 -6.5%	189,738 -10.2%	154,356 -4.9%	171,161 10.9%	160,657 -6.1%	159,606 -0.7%	173,600 8.8%	160,900 -7.3%

注)2011年度までの政府建設投資は国土交通省「平成24年度建設投資見通し」より。

(単位:億円、実質値は2005年度価格)

3. 民間住宅投資（住宅着工戸数）

2012年度の住宅着工戸数は、前年度比5.3%増の88.6万戸、2013年度の住宅着工戸数は、前年度比1.6%増の90.0万戸と予測する。2009年夏以降緩やかな回復基調にあった住宅着工戸数は、2011年3月に発生した東日本大震災を機に一旦落ち込み、その後夏頃にかけて反動で回復したものの、秋頃より再び前年度比で減少となった。しかし、年度末にかけて主に分譲住宅の着工戸数が回復してきたことにより、再び回復基調に戻りつつある。2012年4-5月（2ヶ月間）の着工戸数は前年同期比9.8%増の14.3万戸となった。今後は、2012年度から2013年度にかけて復興需要や消費税増税を控えた駆け込み需要等が着工戸数を下支えし、緩やかな回復基調が継続すると見込まれる。

なお、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における着工戸数をみると、2011年度は宮城県において主に持家の回復が顕著であることから前年度比で増加となったが、岩手県および福島県においては前年度比で減少となっている。但し、2012年1月以降は、岩手、福島両県においても持ち直しの傾向が出始めており、今後は持家および分譲を中心として回復してくるとみられる。

（利用関係別）

持家は 徐々に復興に向けた住宅再建の動きが出始めるなど回復基調が現れつつあり、2012年4-5月の着工戸数は前年同期比5.4%増の5.0万戸となった。今後は、被災住宅の建替えが本格化することや2014年4月に見込まれている消費税率変更前の駆け込み需要等が、特に2012年度下半期から2013年度にかけて着工戸数を後押しするとみられる。2012年度の着工戸数は前年度比3.3%増の31.5万戸、2013年度の着工戸数は前年度比6.3%増の33.5万戸と予測する。

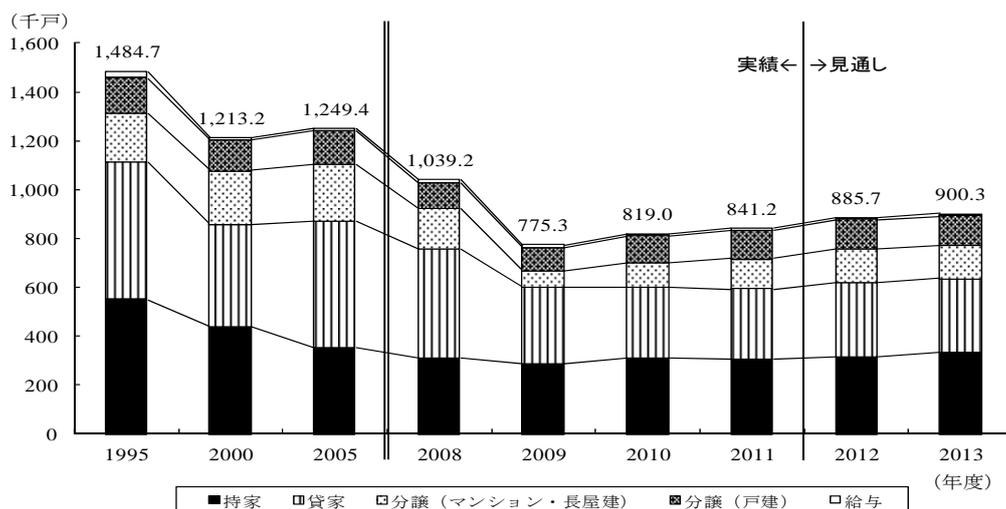
貸家は 2011年9月より前年同月比で減少傾向にあったが、2012年1月から持ち直し始めており、2012年4-5月の着工戸数は前年同期比15.9%増の5.0万戸となった。今後は、国内経済の持ち直し見込みに伴う供給マインドの改善や、シニア向けおよび単身者向け賃貸マンション需要がさらに高まることが予想されることから、しばらくは緩やかな回復基調が続くとみられる。但し、依然として先が見えない欧州経済の混乱が国内に影響を及ぼす可能性が下振れ要因として懸念される。2012年度の着工戸数は前年度比5.1%増の30.4万戸、2013年度の着工戸数は前年度比△1.4%の30.0万戸と予測する。

分譲は 月毎のぶれはあるものの緩やかな回復基調が続いており、2012年4-5月の着工戸数は前年同期比8.9%増の4.3万戸となった。戸建はミニ開発物件の増加や省エネ住宅への関心の高まり等により下支えされ、マンションは徐々に伸びが鈍化しつつあるものの大都市圏を中心に底堅く推移しており、2012年度の着工戸数は前年度比8.1%増の25.9万戸と予測する。2013年度はマンションの伸びが一段落するとみられることから前年度とほぼ同

程度の着工にとどまり、着工戸数は前年度比△0.5%の25.7万戸と予測する。

なお、国土交通省の取扱いに沿って、応急仮設住宅は住宅着工戸数に含めていない。

図表3 住宅着工戸数の推移（年度）



年度	1995	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012 (見通し)	2013 (見通し)
全体	1,484.7	1,213.2	1,249.4	1,039.2	775.3	819.0	841.2	885.7	900.3
(対前年度伸び率)	-4.9%	-1.1%	4.7%	0.3%	-25.4%	5.6%	2.7%	5.3%	1.6%
持家	550.5	437.8	352.6	310.7	287.0	308.5	304.8	314.9	334.7
(対前年度伸び率)	-4.9%	-8.0%	-4.0%	-0.4%	-7.6%	7.5%	-1.2%	3.3%	6.3%
貸家	563.7	418.2	518.0	444.8	311.5	291.8	289.8	304.4	300.3
(対前年度伸び率)	9.3%	-1.8%	10.8%	3.2%	-30.0%	-6.3%	-0.7%	5.1%	-1.4%
分譲	344.7	346.3	370.3	272.6	163.6	212.1	239.1	258.5	257.3
(対前年度伸び率)	-8.7%	11.0%	6.1%	-3.5%	-40.0%	29.6%	12.7%	8.1%	-0.5%
マンション・長屋建	198.4	220.6	232.5	166.0	68.3	98.7	121.1	136.2	135.1
(対前年度伸び率)	-12.5%	13.4%	10.9%	2.8%	-58.9%	44.5%	22.8%	12.5%	-0.8%
戸建	146.3	125.7	137.8	106.6	95.3	113.4	118.0	122.3	122.1
(対前年度伸び率)	-3.0%	6.9%	-1.2%	-12.0%	-10.6%	19.0%	4.0%	3.6%	-0.1%
名目民間住宅投資	243,129	202,756	184,258	163,870	128,404	129,800	131,400	138,100	141,400
(対前年度伸び率)	-5.2%	-2.2%	0.3%	-1.3%	-21.6%	1.1%	1.2%	5.1%	2.4%

(戸数単位：千戸、投資額単位：億円)

※着工戸数は2011年度まで：実績 2012・13年度：見通し

※名目民間住宅投資は2009年度まで：実績 2010・11年度：見込み 2012・13年度：見通し

4. 民間非住宅建設投資

2012年1-3月期の実質民間企業設備（内閣府GDP2次速報値）は、前年同期比2.7%の増加となった。先行きについては、機械受注統計など各種先行指標の動向から、本格化する復興需要に加え、2013年度は世界経済の持ち直しに伴う設備投資の活発化により、引き続き回復が見込まれる。2012年度の実質民間企業設備は3.2%の増加、2013年度は3.3%の増加と予測する。

民間非住宅建設投資は、リーマンショックによる低迷から、2011年度には回復基調に復している。今後も緩やかな回復基調が継続すると見込まれるものの、足元の着工床面積の動きから、2012年度は東日本大震災からの復旧の影響が考えられる2011年度の伸びと比して、増加率は限定的になると見込まれる。**2012年度の民間非住宅建築投資は前年度比2.6%増、民間土木投資は前年度比6.0%増、全体では前年度比3.9%の増加**と予測する。2013年度も先行指標である設備投資の動向を受け、引き続き緩やかな回復基調が続くものとみられる。**2013年度の民間非住宅建築投資は前年度比3.4%増、民間土木投資は前年度比6.5%増、全体では前年度比4.6%の増加**と予測する。ただし、欧州諸国の経済混乱や電力料金上昇による企業収益の圧迫などのリスクは、依然として注視していく必要がある。また、各企業による設備投資の海外展開や海外からの部品調達が進む可能性もあり、民間非住宅分野の国内の建設投資の回復は総じては緩やかなものにとどまると見込まれる。

民間非住宅建築着工床面積は、前年度比で2012年度は2.8%の増加、2013年度は5.6%の増加、と回復基調が継続すると予測するが、リーマンショック以前との比較では低水準での推移と見込まれる。用途別の着工床面積では、**事務所**は、2012年度は2.1%の増加、2013年度は8.1%の増加、**店舗**は、2012年度は3.6%の増加、2013年度は4.6%の増加、**工場**は、2012年度は0.8%の増加、2013年度は2.0%の増加、**倉庫**は、2012年度は7.1%の増加、2013年度は3.4%の増加、と予測する。

図表4 民間非住宅建設投資の推移（年度）

年度	1995	2000	2005	2008	2009	2010 (見込み)	2011 (見込み)	2012 (見通し)	2013 (見通し)
名目民間非住宅建設投資	195,053	159,591	141,680	150,470	121,897	109,800	119,100	123,700	129,400
(対前年度伸び率)	-1.8%	0.7%	4.0%	6.4%	-19.0%	-9.9%	8.5%	3.9%	4.6%
名目民間非住宅建築投資	110,095	93,429	92,357	99,888	76,382	69,200	73,800	75,700	78,300
(対前年度伸び率)	-6.8%	-0.5%	3.4%	9.0%	-23.5%	-9.4%	6.6%	2.6%	3.4%
名目民間土木投資	84,958	66,162	49,323	50,582	45,515	40,600	45,300	48,000	51,100
(対前年度伸び率)	5.6%	2.5%	5.3%	1.5%	-10.0%	-10.8%	11.6%	6.0%	6.5%
実質民間企業設備	603,261	649,864	705,989	710,764	625,728	647,567	653,656	674,710	697,076
(対前年度伸び率)	3.1%	4.8%	4.4%	-7.7%	-12.0%	3.5%	0.9%	3.2%	3.3%

注1) 実質値は2005年連鎖価格。

(単位: 億円)

注2) 2011年度までの名目民間非住宅建設投資は国土交通省「平成24年度建設投資見通し」より。

注3) 2011年度までの実質民間企業設備は内閣府「国民経済計算」より。

図表 5 民間非住宅建築着工床面積の推移

(単位:千㎡)

年度	1995	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012 (見通し)	2013 (見通し)
事務所着工床面積 (対前年度伸び率)	9,474 -0.6%	7,280 -4.2%	6,893 -4.4%	7,688 11.5%	6,366 -17.2%	4,658 -26.8%	5,039 8.2%	5,145 2.1%	5,563 8.1%
店舗着工床面積 (対前年度伸び率)	11,955 13.8%	11,862 -17.9%	12,466 9.7%	8,249 -33.8%	5,504 -33.3%	5,727 4.1%	5,173 -9.7%	5,358 3.6%	5,602 4.6%
工場着工床面積 (対前年度伸び率)	13,798 4.6%	13,714 37.6%	14,135 6.8%	12,579 -11.0%	5,446 -56.7%	6,405 17.6%	7,168 11.9%	7,226 0.8%	7,373 2.0%
倉庫着工床面積 (対前年度伸び率)	9,994 -1.6%	7,484 11.2%	8,991 16.3%	7,554 -16.0%	3,990 -47.2%	4,234 6.1%	5,361 26.6%	5,742 7.1%	5,938 3.4%
非住宅着工床面積計 (対前年度伸び率)	68,458 5.3%	59,250 2.0%	65,495 3.8%	53,454 -18.4%	34,859 -34.8%	37,403 7.3%	40,502 8.3%	41,644 2.8%	43,970 5.6%

注) 非住宅着工床面積計から事務所、店舗、工場、倉庫を控除した残余は、学校、病院、その他に該当する。

(担当：研究員 野田 貴博、中島 慎吾、加藤 祥彦、高山 盛光、海老澤 剛)

Ⅲ. 建設関連産業の動向 — 鉄鋼 —

今月の建設関連産業の動向は、建設資材としての鉄鋼について、建設産業に関連する項目を中心にレポートします。

1. 鉄鋼業界の動向

(1) 需給動向

2010年度の内需（粗鋼見掛消費量）は、前年まで2期連続での減少を受けたことによる反動増もあり、16.8%の増加となった。2011年3月に発生した東日本大震災の影響により、新日製鐵釜石製鐵所の一部の設備が破損し、また震災復興需要も見込まれたものの予算執行の遅れから十分な復旧・復興工事も進まず、2011年度の鉄鋼の内需（粗鋼見掛消費量）は、約7千万トンで対前年度比1.5%の増加に留まっている。2010年と2011年の比較において、輸出比率は約2%の落ち込み、輸入比率も2%弱の伸びとなっており、粗鋼生産量においても約4百万トンの減少となっている。製造業の生産拠点の海外シフトの加速が予想される。

図表1 粗鋼需給

(単位：百万トン、%)

年度	粗鋼生産		粗鋼輸入		粗鋼輸出		粗鋼見掛消費		輸出比率	輸入比率
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		
2002	109.8	+7.6%	3.5	▲12.7%	38.7	+12.8%	74.6	+3.9%	35.3%	4.7%
2003	111.0	+1.1%	3.9	+12.9%	38.2	▲1.3%	76.7	+2.9%	34.4%	5.1%
2004	112.9	+1.7%	5.2	+31.1%	37.6	▲1.6%	80.5	+4.9%	33.3%	6.4%
2005	112.7	▲0.2%	5.5	+6.3%	34.6	▲8.1%	83.6	+4%	30.7%	6.6%
2006	117.7	+4.5%	5.2	▲5.4%	38.6	+11.8%	84.3	+0.8%	32.8%	6.2%
2007	121.5	+3.2%	5.1	▲1.4%	41.1	+6.2%	85.6	+1.5%	33.8%	6.0%
2008	105.5	▲13.2%	4.6	▲9.4%	36.2	▲11.7%	73.9	▲13.7%	34.4%	6.3%
2009	96.4	▲8.6%	3.9	▲16.5%	41.0	+13.2%	59.3	▲19.8%	42.6%	6.5%
2010	110.8	+14.9%	5.3	+37.6%	46.9	+14.2%	69.3	+16.8%	42.3%	7.7%
2011	106.5	▲3.9%	6.7	+24.8%	42.8	▲8.7%	70.3	+1.5%	40.2%	9.5%

(注) 1. 輸入・輸出の粗鋼換算は、通関統計に換算計数を乗じて算出。

2. 粗鋼見掛消費＝粗鋼生産＋輸入－輸出

3. 輸出比率は生産に対する割合。

4. 輸入比率は粗鋼見掛消費に対する割合。

5. 対前年度比は増減率。

(出所) 一般社団法人日本鉄鋼連盟「鉄鋼受給統計月報(平成12年7月・第579号)」より当研究所作成。

(2) 業界環境

鉄鋼業界全体の直近の傾向として一般社団法人日本鉄鋼連盟は、日本経済が内需を中心に回復基調を維持していると2012年7月に発表している。小売業販売額、乗用車販売が好調

に推移し、建設活動も上向きつつあることがその背景となっている。

世界経済は、米国で緩やかな拡大基調が維持されるなか、不安定な状況が続く欧州では6月末に債務危機対応で一定の進展がみられた。また、新興国では中国・インド等で減速感が窺われており、インフレ動向を警戒しつつも金融緩和策が講じられている。

このような中、2012年6月末に経済産業省が発表した12年度第2四半期需要見通しは、国内需要が増加する一方、鉄鋼輸出の減少と鋼材の在庫調整を見込み、所要粗鋼量は前年同期比0.6%増、前期見込比1.9%減の2,710万トンとなった。

中国・韓国では増産と輸出増に未だ歯止めが掛かっておらず、鋼材需要の回復が緩やかななか、海外市況は各地で下落が伝えられるなど不透明感が高まっており、一部では保護貿易主義的な動きもみられる。

鋼材内需の回復は、慢性的な供給過剰を背景に東アジアでは需給が軟調に推移している。復興需要の顕在化が遅れ気味のなか、高水準が続く輸入鋼材圧力、長引く円高と国内製造業の海外生産シフト、電力問題、欧州債務危機の長期化と中国経済の停滞など日本鉄鋼業を取り巻く環境は依然として厳しい。引き続き内外経済動向、鋼材需給動向等へ細心の注意を払っていく必要がある。

2. 建設資材としての鉄鋼

建設業にとって鉄骨・鉄筋等の鋼材が重要な資材であることは言うまでもない。国土交通省では、①セメント、②生コンクリート、③骨材、砕石、④木材、⑤普通鋼鋼材、形鋼、小形棒鋼及び⑥アスファルトの6資材9品目を主要建設資材と位置付け、建設資材の安定的な確保を図り、円滑な建設事業の推進に資することを目的として、毎年「主要建設資材需要見通し」を公表している。

資材価格の変動が建設業各企業へ及ぼす影響は相応にあり、当研究所で四半期毎に調査・分析している「主要建設会社決算分析」で検証したところ、各企業の通期業績予想と決算発表との乖離の一つの要因として、東日本大震災発生以降、電力供給制約や震災復旧・復興工事などの影響による労務費・資材費の上昇などを懸念材料として取りあげる企業が多かった。

以降では、普通鋼鋼材の受注動向を中心にみていくこととする。

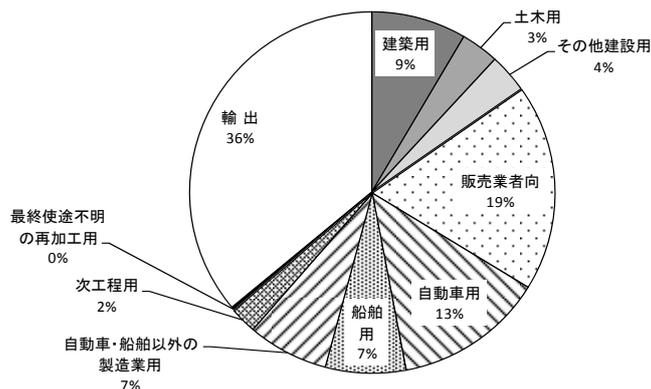
(1) 建設業における鋼材の使用状況

鋼材には生産・出荷・在庫の他に受注の統計があり、用途別受注量（重量）の集計が行われている。図表2は2011年度の普通鋼の用途別受注内訳である。輸出用を除いた内需の中で、建設用途の占める割合は大きく、建築・土木・その他建設用の合計は約16%となっており、製造業用の中で1位と2位を占める自動車用13%、船舶用7%よりも大きく、建

設業は需要量の面で主要な鋼材ユーザーである。なお、建設用の中の「その他建設用」とは建築物、建築用付属資材、仮設材などである。

受注時に用途の判明してない「販売業者向」についても、7割は建設向けであると言われており²⁴、建設業の鋼材需要を把握する際にはこの分も推計して加算すると実態に近くなる。

図表 2 普通鋼鋼材 用途部門別受注内訳 2011 年度



(注) 構成比率は四捨五入のため、みかけの合計は合わない。

(出所) 一般社団法人日本鉄鋼連盟「受注統計(2012年5月)」より当研究所作成。

図表 3 は国土交通省「平成 22 年度 主要建設資材需要見通し」における普通鋼鋼材の建設向け受注量と、図表 2 で用いた社団法人日本鉄鋼連盟統計による普通鋼鋼材の受注時に建設用と判明している分との差額を、販売業者向けのうち建設用であると推定して示した²⁵ものである。なお、この「販売業者向けのうち建設用」の販売業者向全体に占める割合を年度ごとに計算すると 68%~72%となる。図表 3 に示した期間では 2006 年度の 25.8 百万トンがピーク、2009 年度の 17.4 百万トンが最小で、それ以降回復の傾向が表れている。

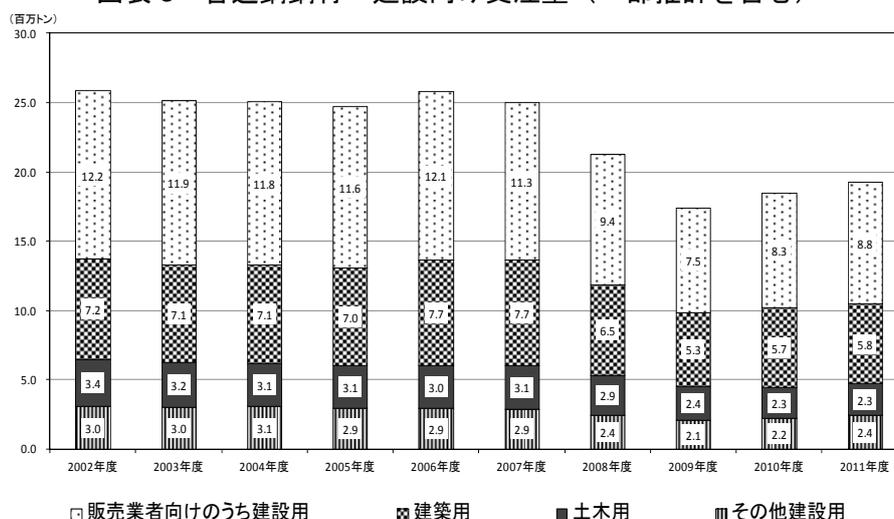
また、鋼材は普通鋼と特殊鋼に大別されるが、特殊鋼の建設用途は普通鋼のそれと比較するとかなり少ない²⁶ので、今回は分析を割愛した。

²⁴ 一般社団法人日本鉄鋼連盟「用途別受注統計」の欄外注記より

²⁵ (国交省による建設用途) - (社団法人日本鉄鋼連盟による建設用途) = (販売業者向けのうち建設用)

²⁶ 2009 年度の建設用(受注時に用途の判明しているもの)特殊鋼の受注は約 55.6 万トンである。

図表3 普通鋼鋼材 建設向け受注量（一部推計を含む）



（注）四捨五入のため、みかけの合計は合わない。

（出所）国土交通省「主要建設資材需要見通し」、及び社団法人日本鉄鋼連盟「鉄鋼統計要覧」より当研究所作成。
販売業者向けのうち建設用＝国交省による建設用途－社団法人日本鉄鋼連盟による建設用途としている。

(2) 鋼材価格の推移

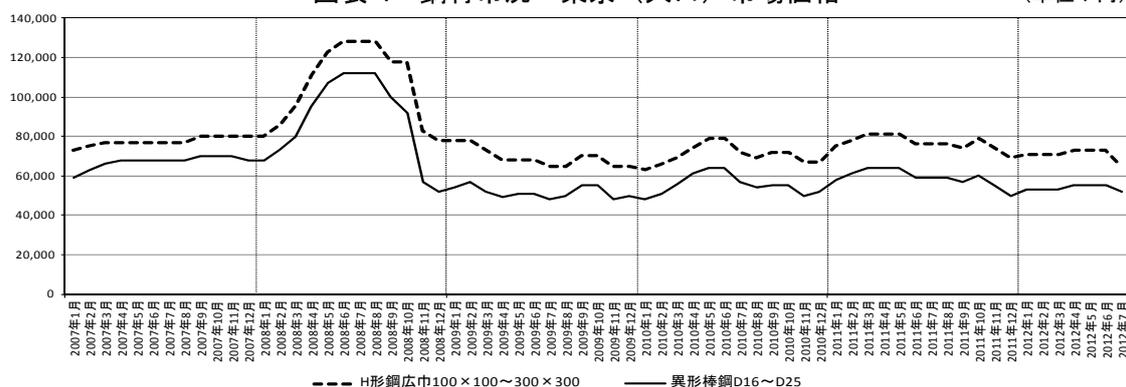
鋼材は、市場の需給で価格が決まる市況製品であるといわれている。国内の市況については東京、大阪、名古屋といった地域ごとに日次の価格情報が提供されており、需給を敏感に反映して価格が変動していることがうかがえる。

図表4は鋼材価格の月毎の推移を示している。ここで取り上げる鋼材は、汎用性が高く市場でのニーズが不可欠なものとして、H型鋼・広巾・100×100～300×300と異型棒鋼（SD295）D16～D22とした。2008年に入ると双方とも急激な価格上昇が起こった。これは、新興国での需要拡大と、資源会社の再編等による原料供給の寡占化の進行が、原料価格の高騰をもたらし、製品価格に転嫁されたものである。2008年度の第3四半期には、世界同時不況により需給が緩んだため、価格は大きく下落している。

東日本大震災により多大な被害を被り、その復旧・復興工事の着手が急がれた。復興需要に備えた資材のストックも考えられたため、需要過多による価格の上昇が予想されていた。しかしながら膨大な量のがれき処理でも予算の執行はスムーズなものとならず、今後復興が本格化することとなる。近年、強力な経済成長を遂げてきた中国経済もその勢いが後退するなど、海外経済の減速に伴う輸出の鈍化も予想され、欧州の金融破綻の影響により加速した円高による企業業績の影響も加わり、景気回復が鈍化し、景気停滞感が強まる可能性がある。当面、国内需給の逼迫による価格上昇はみられにくいと推測される。

図表 4 鋼材市況 東京（大口）市場価格

(単位：円)



(出所) 株式会社鉄鋼新聞社のウェブサイトより当研究所作成。

(3) 鋼材価格と建設工事費

建設工事費に占める鋼材価格の割合について、国土交通省公表の統計資料「建設資材・労働力需要実態調査（平成 18 年度原単位）（平成 21 年度原単位）（平成 22 年度原単位）」を基に推計したものを、図表 5 とした。

図表 5 では、建設資材・労働力需要実態調査における資材の金額原単位を使用した。金額原単位とは請負工事費 100 万円あたりの資材投入量（重量・体積等）であるので、この鋼材の値に鋼材の資材単価を乗じると、請負工事費に占める鋼材価格の割合がおおよそ推定できる。

図表 5 請負工事費 100 万円あたりの原単位

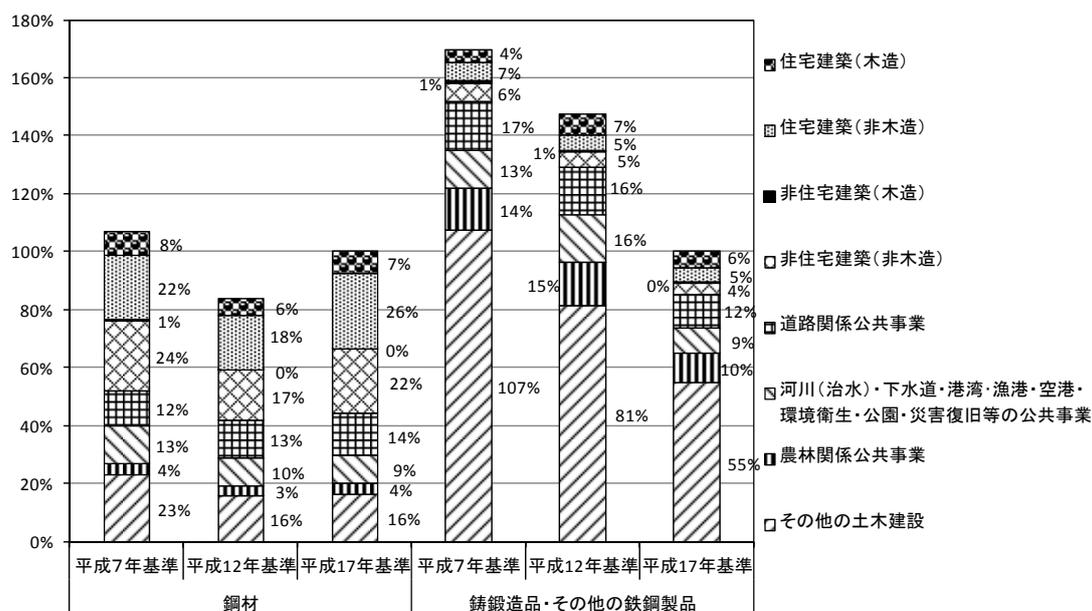
	単位	建築全体	住宅建築	非住宅建築	土木全体	政府土木	民間土木
平成 18 年度 平成 20 年 10 月 24 日 発表	t	0.52	0.37	0.77	0.48	0.53	0.34
金額換算 鉄骨単価 ¥75,000	円	39,000	27,750	57,750	36,000	39,750	25,500
金額百分比 単価採用月: 2006 年 9 月	%	3.90	2.78	5.78	3.60	3.98	2.55
平成 21 年度 平成 23 年 6 月 24 日 発表	t	0.46	0.29	0.73			
金額換算 鉄骨単価 ¥70,000	円	32,200	20,300	51,100			
金額百分比 単価採用月: 2009 年 9 月	%	3.22	2.03	5.11			
平成 22 年度 平成 24 年 6 月 28 日 発表	t				0.37	0.39	0.30
金額換算 鉄骨単価 ¥72,000	円				26,420	28,000	21,380
金額百分比 単価採用月: 2010 年 9 月	%				2.64	2.80	2.14

(出所) 国土交通省「建設資材・労働力需要実態調査（平成 18 年度原単位）（平成 21 年度原単位）（平成 22 年度原単位）」より当研究所作成

建設工事それぞれの費用に占める鋼材価格の割合について、図表 5 とは異なる手法でも分析を行なった。「建設工事費デフレーター（平成 17 年度基準）」に基づき「建設部門分析用産業連関表（一般分類建設部門取引額表）」をウエイトとし、鋼材と鋳鉄製品・その他の鉄鋼製品の 2 つの取引額について、平成 7 年度基準、平成 12 年基準、平成 17 年度基準ごとのデータを百分率で表すことで建設工事での取扱いに推定してみた。なお、グラフで示

す 100%の値は平成 17 年基準での建設工事の取引額の合計（鉄鋼については 1,232,474 百万円、鑄鉄製品・その他の鉄鋼製品については 115,641 百万円）を示すものである。平成 22 年発表の「建設部門分析用産業連関表（平成 17 年基準）」は、5 年毎に調査・改定を行っていることから、現時点で最新資料である。

図表 6 建設工事費デフレーターウエイト（平成 17 年基準）



(注) 建設工事費デフレーターの 10 万分比項目ウエイトを 100 分比に修正。

(出所) 国土交通省「産業連関表一般分類建設部門取引額表（平成 17 年度基準）」より当研究所作成。

現状のウエイト表は資材・労務費合計で 60 項目からなるが、図表 6 ではそのうち鉄製品である項目を集計した。建築用金属製品とその他金属製品の 2 項目は、日本標準産業分類を見ても、鉄・非鉄金属の両方を含むと考えられるが、詳細が不明であるため集計から外している。

3. おわりに

受注業務が主要業務である建設産業にとって、建設資材の低価格・安定・計画調達は一般に容易ではない。加えて、工程も長期間に及ぶことから、資材価格の変動リスクにもさらされている。近年、各企業が資材価格の変動を理由とした業績予想の修正を行った事実は、それを表わしていると言える。復興需要の顕在化が遅れ気味のなか、高水準が続く輸入鋼材圧力、長引く円高と国内製造業の海外生産シフト、電力問題、欧州債務危機の長期化と中国経済の停滞など日本鉄鋼業を取り巻く環境は依然として厳しい。

とはいえ、建設企業の安定的な経営には、原価管理における資材価格の見込みの精度を上げ、工事採算を如何に確保していくかが重要なファクターの一つであることは言うまでもない。資材価格動向を予測するには、国内需給の動向のみならず、海外需給、海外資源会社および海外鉄鋼メーカーの動向（業界再編等による生産・販売・流通経路への影響）について注視していく必要がある。

建設業においては、工期途中の予期せぬ変動については、円滑な価格転嫁が課題とされていた。これを踏まえ、平成20年6月13日、国土交通省より「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド²⁷条項）」が発動された。鉄鋼類と燃料油の2資材を対象とし、対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担するものである。単品スライド条項は、国土交通省直轄工事において発動すると同時に、地方公共団体や関係業団体等に対しても周知している。

（担当：研究員 鎌田 輝）

²⁷ 「単品スライド」とは、工事請負契約書第25条5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置。

編集後記

近年、縮小が続いてきた国内建設市場は、建設投資のピークである 1992 年度の 84.0 兆円から、20 年間で約半分にまで縮小した。2011 年度の名目建設投資は、甚大な被害を及ぼした東日本大震災の復旧・復興により増加に転じ、前年度比 2.7%増の 42.0 兆円となった。2008 年度に前年度比 1.0%増と僅かに増加した年を除けば、1996 年度以来の回復である。今後は、本格化する復興需要により建設市場の一時的な回復が期待されるが、そう楽観できる状況ではない。

政府建設投資については震災関連予算を除けば、依然として減少傾向にあり、年々公共投資に対する風当たりは強くなっている。また、民間建設投資においても、設備投資の回復や消費マインドの改善により今後は緩やかな回復傾向が見込まれるが、その回復は弱く、リーマンショック以前の水準には到底及ばない。そして、国内企業による事業所・生産拠点等の海外展開の加速、少子高齢化・人口減少に伴う市場の更なる縮小等、懸念材料は多い。また、各社の決算発表においても市場縮小に伴う競争激化の声が多く聞かれ、最近では建設業界においても企業の合併・買収の動きがみられ始めた。

一時的に回復傾向にある国内建設市場であるが、復興関連事業が一巡した後は、現状のままでは新たな需要増は期待できず、建設企業にとって厳しい状況が続くものと思われる。東日本大震災においても改めて浮き彫りになったように、人々が安心して暮らせる「安全・安心な国づくり」には社会資本整備が必要不可欠であり、中長期を見据えた戦略的な投資が求められる。また、国内企業の海外展開に対応した海外建設市場への進出、これまで蓄積されてきたストックへの維持修繕対応の増加等も今後の重要なファクターとなるだろう。

これまでのような市場規模が望めない状況において、建設業界は今、大きな転換期を迎えている。

(担当：研究員 野田 貴博)